



オ) うめたてごみ

※「うめたてごみ」は、選別などを行わず、そのまま最終処分場へ埋め立てられるものです。

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

①陶磁器類

- ・陶器の皿や湯飲み
- ・陶器の花瓶や鉢植え、置物
- ・セラミック包丁などのセラミック製品 など

<持ち込む際の注意事項>

※箱に入れるなど、下ろしやすい状態でお持ち込みください。

※セラミック製品は陶磁器類です。セラミック包丁を金属類に混ぜないでください。

※刃物は安全な状態で持ち込んでください。

②鏡、ガラス類

- ・ガラス製食器、ガラス製コップガラス製品
- ・ガラス製花器、ガラス製の金魚鉢、ガラス製の置物など
- ・割れた電球や蛍光灯、グローランプ
- ・手鏡、卓上鏡などの鏡（割れているものも含まれます） など

<持ち込む際の注意事項>

※ビニールなどに入れて安全な状態でお持ちください。

※調理用の耐熱ボウルや哺乳ビンなどの耐熱ガラスはビンと同じ分別方法となります。

※姿見等の大きい鏡や人形ケースなどは大型ごみとして持ち込んでください。

③燃料の入っていないライター

- ・ガスライター（100円ライター、電子ガスライター、ターボ式など）
- ・オイルライター など

<持ち込む際の注意事項>

※燃料が入っているライターは持ち込めません。

※ガスライターはガスを抜くか、ガスを使い切ってから持ち込んでください。

※オイルライターのオイルは、蒸発させるなど、着火しないように持ち込んでください。

※中身を抜けない場合は佐倉市、酒々井町清掃組合へご相談ください。

※袋などに入れ、計量受付に「ライターがある」と伝えてください。



④その他

- ・テープ等で絶縁処理したコイン電池
- ・テープ等で絶縁処理したリサイクルマークの付いていない充電式電池
- ・ペンキ等、塗料が入っていた空の缶やスプレー缶
- ・マネキュアのビン（キャップやハケは通常可燃ごみ）
- ・ボーリングの玉
- ・珪藻土バスマット、珪藻土コースターなどの珪藻土製品
- ・プランターで使用していた少量の土、砂利
- ・漬物石、軽量ブロック、ガーデニングなどで使用していたコンクリート製タイルなどのコンクリート製品
- ・自宅で使用するために購入した石製品 など

＜持ち込む際の注意事項＞

※珪藻土製品の中には、石綿（アスベスト）が含まれている可能性がある商品があり、メーカー回収対象となっているものがあります。購入先に確認をしてください。

※中身が入っているペンキ缶は持ち込みできません。ペンキは固化処理等をして可燃ごみとして持ち込んでください。

※中身が入っているスプレー塗料は持ち込めません。中身を空にしてから持ち込んでください。

※「少量」とは、LLサイズのレジ袋1袋程度又は15ℓの袋1袋程度の量です。それ以上の量の土、砂利は持ち込めません。

※コンクリートガラは持ち込みできません。

※リフォームや建て替えなどで大量に発生したコンクリート製品やタイル、レンガ等は持ち込めません。

※庭に埋まっていた石やもとからあった自然石などは持ち込めません。

※業者等が廃棄した石製品やコンクリート製品は持ち込めません。

